

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第16号

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則（平成26年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 保護者等の<u>道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額が確認できる証明書等</u>（写しでも可）</p> <p style="text-align: center;">（4～6月に申請するときは前々年の所得を証明するもの、 7月～翌年6月に申請するときは前年の所得を証明するもの。）</p> <p>2 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>略</p>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 保護者等の<u>個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）又は課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることができる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類）</u>（写しでも可）</p> <p style="text-align: center;">（4～6月に申請するときは前々年の所得を証明するもの、 7月～翌年6月に申請するときは前年の所得を証明するもの。）</p> <p>2 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>略</p>

改正前		改正後	
略		略	
※ 事務室使用欄		※ 事務室使用欄	
略		略	
道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額の確認 (507,000円未満であること。)	略	令第1条第2項に定める保護者等の算定基準額の確認 (304,200円未満であること。)	略
略		略	
略		略	
略		略	

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。